

公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三 様

国税庁課税部法人課税課長
田島 伸二

「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ」の更新の周知について（依頼）

平素より税務行政に深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、在宅勤務（いわゆる「テレワーク」）につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、政府としても積極的に推奨しているところです。

先般、当庁においても、テレワークに関する社会的な関心の高まり等を踏まえ、課税関係の明確化を図るため、「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」を国税庁ホームページに掲載したところですが、この度、別添のとおり、FAQを4問（問3、問4、問10及び問11）追加し更新しました。

つきましては、各都道県連、各单位会及び各会員の皆様に対しましても当該内容について周知を行っていただきますよう、御協力をお願いいたします。

（国税庁ホームページ：パンフレット・手引）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

トップページ > [刊行物等](#) > [パンフレット・手引](#) > [源泉所得税関係](#) >

Q&A関係 > 在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）（令和3年5月31日更新）

※ URLの変更はありません。

（更新箇所）

問3（追加）：在宅勤務に係る環境整備に関する物品の支給

問4（追加）：在宅勤務に係る消耗品等の購入費用の支給

問10（追加）：新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合のホテルの利用料等

問11（追加）：室内消毒の外部への委託費用やPCR検査費用等

※ 上記問の追加に伴い、既存の問番号の修正を行っております。

連絡先：国税庁課税部法人課税課 電話：03 - 3581 - 4161 担当：木下・川瀬（内線3436・3877）
